

こども性暴力防止法施行ガイドライン の改訂について

改訂事項の概要

①研修受講時期の考え方の明確化

- 認定申請前に研修を受講していることが必要な従事者等について、考え方を明確化し、それに伴い、研修受講時期についても明確化するもの。加えて、学校設置者等における、施行後に児童と接する業務に従事する者の研修受講時期についても明確化するもの。（ガイドラインP124）

②認定における事業者情報の公表項目の整理

- 法第22条に基づき、認定事業者等について公表することとなっている事項が、一部の事業では、入居者保護・安全確保・プライバシー保護の観点等から、公表に適さないため、所在地について、都道府県のみとしたり、「―」と表記することを追記するもの。（ガイドラインP96）

③監督等指針（案）の検討を踏まえた改訂

- ガイドラインで示している「監督等の観点」及び「定期報告事項」について、監督等指針（案）の検討過程で法令に沿って適正化・具体化等した事項を反映。（ガイドラインP305-312、P320-323）

④横断指針の改訂

- ガイドラインの中で横断指針の記載を引用している箇所について、横断指針の改訂による引用先のページずれを修正するもの。（ガイドラインP127-160）

參考資料

研修受講時期の考え方の明確化についての新旧対照表

新	旧
イ 受講時期 ○ 研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要がある。 ○ <u>学校設置者等については、法の施行の際現に児童等に接する業務に従事させている者には、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。なお、施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させるものについては、当該業務に従事させるまでの間に受講させればよい。</u> ○ 認定事業者等については、法第20条第1項第5号において、<u>教育保育等従事者として従事する者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。なお、認定等の申請以前に当該業務に従事させることを決定していた者を含め、申請後に当該業務に従事させる者については、当該業務に従事させるまでの間に研修を受講させればよい。</u>	イ 受講時期 ○ 研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要があり、<u>学校設置者等の施行時現職者については、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。</u> ○ 認定事業者等については、法第20条第1項第5号において、<u>認定時現職者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。</u>

ガイドラインの改訂による研修受講のタイミングの明確化（義務の場合）

現行

研修

施行（令和8年12月25日、以下同じ）

原則として、
施行日までに研修を受
講すると規定

改正後

※ 引き続き、上記を原則としつつ、以下の事例については研修受講のタイミングを明確化

1

研修

内定

施行

業務従事

施行前に内定した方は、
施行前後に関わらず、
業務の従事より前に研
修を受講することとな
る。

2

研修

施行

内定

業務従事

施行後に内定した方は、
業務の従事より前に研
修を受講することとな
る。

ガイドラインの改訂による研修受講のタイミングの明確化（認定の場合）

現行



認定申請前までに研修を受講すると規定

改正後

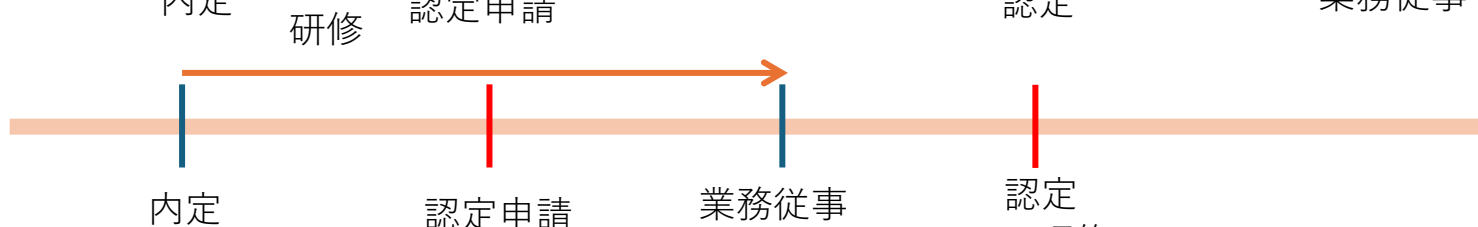
※ 引き続き、上記を原則としつつ、以下の事例については研修受講のタイミングを明確化

1

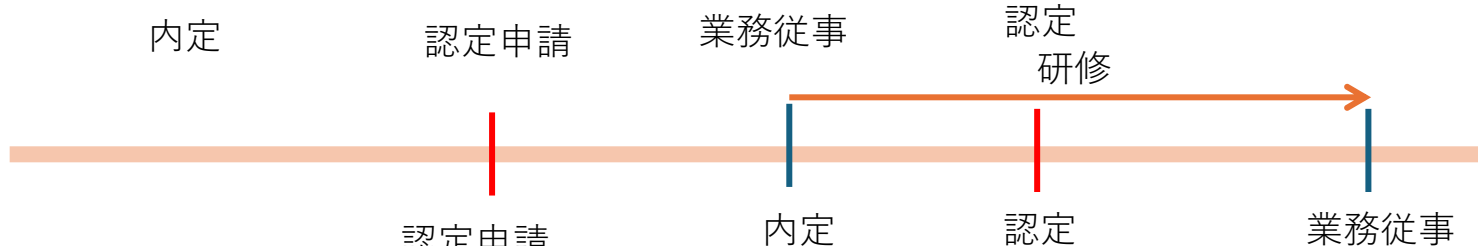


認定申請前に内定した方は、認定前後に関わらず、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

2

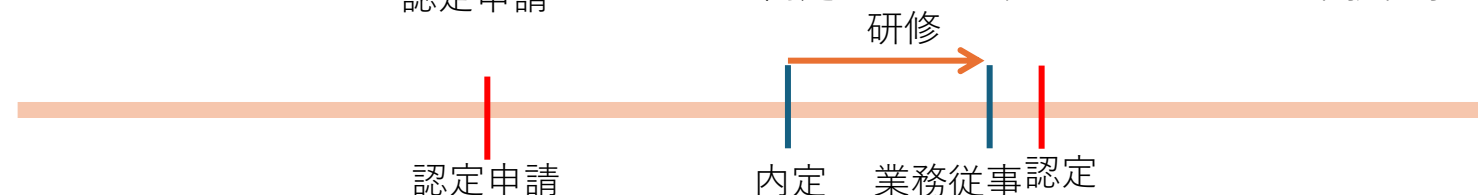


3



認定申請後に内定した方は、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

4



新旧対照表②

認定における事業者情報の公表項目の整理の新旧対照表

新	旧
○ こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の①から⑥までに掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイト公表する（法第22条、規則第21条）。 ※略 ○ ただし、安全確保やプライバシー保護の観点から、以下の事業については、「事業者等の住所又は所在地」及び「事業所の所在地」について、都道府県までを記載し、郡市区町村以下は記載しない。 ・児童自立生活援助事業 ・子育て短期支援事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・妊産婦等生活援助事業 ・児童育成支援拠点事業 なお、小規模住居型児童養育事業と子育て短期支援事業については、上記に加え、「認定事業者等の事業者の氏名又は名称」、「法人の場合は代表者の氏名」及び「事業所の名称」については「一」と記載する。 ○ 民間教育事業のうち、以下の事業については、利用者の安全を著しく脅かすなどの場合に、事業者の事情をこども家庭庁に相談の上、こども家庭庁が必要と認めた場合には、公表情報のうちの所在地について郡市区町村以下を記載しないとすること等ができる。 ・フリースクール ・こども食堂 ・芸能指導	○ こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の①から⑥までに掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイト公表する（法第22条、規則第21条）。 ※略

ウェブサイト等による公表のイメージ

※青字は申請時の法人の種別を表しており、実際の公表時には、表示されない

認定番号	認定日	認定事業者等の事業者の氏名又は名称	住所又は所在地	法人の場合は代表者の氏名	民間教育保育等事業の種別	認定等事業の概要	事業所の名称	事業所の所在地	教育保育等従事者の業務の概要	認定時現職者の犯罪事実確認を完了	事業者の異なるフランチャイズ事業者の有無
62326	2027.12.25	株式会社 名戸ヶ谷学園	千葉県柏市1-2-3	こども 健太	民間教育事業	学習塾	名戸ヶ谷ゼミ	千葉県柏市1-2-3	講師	完了	あり
65326	2027.12.25	珠算こども	千葉県柏市3-7-11	こども 啓介	民間教育事業	そろばん教室	珠算こども柏教室	千葉県柏市3-7-11	講師	完了	あり
75481	2027.9.6	Kashiwa English lab	千葉県柏市3-7-12	こども 幸次	民間教育事業	外国語会話教室	Kashiwa English lab	千葉県柏市3-7-12	講師	完了	なし
75482	2027.10.11	たなか書写教室	千葉県柏市5-8-28	こども 翔太	民間教育事業	書道教室	たなか書写教室柏駅前	千葉県柏市5-8-28	講師	完了	あり
76765	2027.11.1	こびとダンス	千葉県柏市3-9-1	こども 翔太	民間教育事業	ダンス教室	こびとダンス kashiwa教室	千葉県柏市3-9-1	講師	完了	なし
12345	2026.12.25	家庭こども (一般社団法人)	千葉県	こども 太郎	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	かていこどもホーム	千葉県	管理者 指導員	完了	なし
12346	2026.12.26	家庭 良太(個人)	千葉県		児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	家庭にぎやかホーム	千葉県	指導員	完了	なし
64740	2027.1.15	一	千葉県	一	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	一	千葉県	管理者 児童指導員	完了	なし
64741	2027.2.14	一(個人)	千葉県		子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	一	千葉県	管理者 児童指導員	完了	なし
64755	2027.2.22	一	千葉県	一	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業	一	千葉県	管理者(養育者) 養育者	完了	なし
65786	2027.4.22	厚生こども (社会福祉法人)	千葉県	こども 浩一	妊産婦等生活援助事業	妊産婦等生活援助事業	SOSセンターA	千葉県	保健師 助産師	未完了	なし
66754	2027.4.23	家庭 浩二(個人)	千葉県		妊産婦等生活援助事業	妊産婦等生活援助事業	さくらゆめホーム	千葉県	保健師 助産師	未完了	なし
67543	2027.6.30	こどもハッピー (株式会社)	千葉県	こども 花子	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	たいようハウス	千葉県	管理者 支援員	完了	なし
76599	2027.9.19	ミライル芸能	千葉県松戸市5-8-17	こども 慎太	民間教育事業	芸能指導	ミライル芸能育成所	千葉県	指導員 コーチ	完了	なし

住所又は所在地
(都道府県まで)

氏名又は名称「一」
住所又は所在地
(都道府県まで)

民間教育事業
(都道府県より
後ろの所在地情
報を出さないこ
とが必要と認め
られるケース)